

II 利用上の注意

- 1 「福井県の工業（令和6年（2024年）経済構造実態調査製造業に関する結果報告書）」は、総務省・経済産業省が実施した「令和6年（2024年）経済構造実態調査製造業事業所調査」（以下「製造業事業所調査」という。）により、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- 2 事業所について、日本標準産業分類（第14回改定）における大分類、中分類、小分類または細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。
- 3 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和6年（2024年）6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、令和5年（2023年）1年間の数値である。
- 4 製造品出荷額等の經理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
- 5 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

統計表中、「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1または2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

6 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外は以下のとおりである。

本書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業
	1423 機械すき和紙製造業

7 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 衔番号の上 4 衔で産業細分類を決定する。

<例 1>

品目番号	【26】	3	5	12】	製造品目名	：工業用ミシン
←中分類番号（上 2 衔）→				【26】	生産用機械器具製造業	
←小分類番号（上 3 衔）→				【263】	繊維機械製造業	
←細分類番号（上 4 衔）→				【2635】	縫製機械製造業	

【263512】工業用ミシンのみを製造する事業所は、細分類番号「【2635】縫製機械製造業」となる。

- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 衔の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 衔番号を決定する。次に、その決定された 2 衔の番号のうち、前記と同様な方法で 3 衔番号（小分類）、さらに 4 衔番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

<例 2>

【品目番号】	製造品目名	製造品出荷額等	①中分類番号 (上2桁)ごとの合計	②小分類番号 (上3桁)ごとの合計	③細分類番号 (上4桁)ごとの合計
【244614】	コンテナ	1,000万円	【24】 1,000万円		
【263512】	工業用ミシン	700万円		【263】 700万円	
【266111】	数値制御旋盤	500万円			【266】 500万円
【266212】	精整仕上装置	400万円			【2662】 400万円
【292111】	アーク溶接機	1,500万円	【29】 1,500万円		

- ・中分類ごとに製造品出荷額等を合計すると、【24】1,000万円、【26】1,600万円、【29】1,500万円で、【26】>【29】>【24】となり、この事業所の中分類は「【26】生産用機械器具製造業」となる。
- ・小分類ごとに製造品出荷額等を合計すると、【263】700万円、【266】900万円で【266】>【263】となり、小分類は「【266】金属加工機械製造業」となる。
- ・細分類ごとに製造品出荷額等を合計すると、【2661】500万円、【2662】400万円で、【2661】>【2662】となり、この事業所は、細分類番号「【2661】金属工作機械製造業」となる。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜钢管製造業」、「伸線業」および「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(3) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋（合成皮革）	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
人造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
義歎	2744	看板・標識機	3292
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属 ・宝石製を除く）	322	パレット	3293
かつら	3229	モデル・模型	3294
時計側	3231	工業用模型	3295
楽器	324	レコード	3296
		眼鏡	3297

8 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000928642.pdf

9 製造業事業所調査と経済センサス - 活動調査（以下「活動調査」という。）と工業統計調査（以下「工業統計」という。）は集計範囲等が異なり、過去の統計と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

(1) 製造業事業所調査は、個人経営を除く事業所を調査し、推計値を含む集計結果である。令和3年（2021年）活動調査は、個人経営を除く全ての事業所を調査し集計しているが、平成28年（2016年）活動調査は、全ての事業所を調査し、事業所数、従業者数については、個人経営を含む集計結果であるのに対し、製造品出荷額等の経理項目は、これらの調査分を含まない集計結果である。工業統計は、国に

属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。

(2) 製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、活動調査と同様の扱いとしている。一方、工業統計では連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なる。

10 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類名	略称
09 食料品製造業	09 食料
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料
11 繊維工業	11 繊維
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材
13 家具・装備品製造業	13 家具
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 紙パ
15 印刷・同関連業	15 印刷
16 化学工業	16 化学
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石油
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18 プラ
19 ゴム製品製造業	19 ゴム
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革
21 窯業・土石製品製造業	21 窯業
22 鉄鋼業	22 鉄鋼
23 非鉄金属製造業	23 非鉄
24 金属製品製造業	24 金属
25 はん用機械器具製造業	25 は用
26 生産用機械器具製造業	26 生産
27 業務用機械器具製造業	27 業務
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子
29 電気機械器具製造業	29 電気
30 情報通信機械器具製造業	30 情報
31 輸送用機械器具製造業	31 輸送
32 その他の製造業	32 その他